



豊橋血液センター職員組合

新年あけましておめでとございませう。昨年は、一昨年の冷夏、長雨とほつと変わって例年にならぬ猛暑、その上、この三河地方一帯も梅雨時に少雨だったために夏場に厳しい節水を余儀なくされ、当センターにおきましても水不足の影響が出る一歩手前までいきましたが、お陰様で現在は無事業務を遂行致しております。

さて、今年は戦後五十年目という節目の年を迎えます。今まで私達日本人は馬車馬のように働き続け、日本は世界でも有数の豊かな国となりました。その一方で高齢化が急速に進み、その対応のため社会保険料の値上げ、年金支給年齢の引き上げが次々と決定され、国や地方自治体もゴールドプランの推進に力を入れ始めています。こうした中で、高度医療の一端を支える血液センターの役割も、今まで以上に重要なものとなっていくでしょう。

豊橋センターも、橋良町から東脇へ新築移転して今年で丸五年、また岡崎の献血ルームがスタートして丸四年を迎えますが、組合員一同一丸となって、今後も益々二十一世紀におきわしい活動をしていけるよう願っております。

最後に、年頭にあたり、組合員の皆様のご健康とご多幸をお祈り致します。

名古屋第一日赤 従業員組合

新年明けましておめでとございませう。

一九九五年、二一世紀の到来もあと数年と迫る中、平成二年に於けるバブル崩壊以降の長引く不況。又、医療をとりまく厳しい環境の変化。そして医療の高度化に伴う設備投資の拡大や

老朽化した病棟の改築等々、当院の経営もまた苦しい状況の中に置かれております。労使が協調し、生活基盤である職場を守り、建て直そうと、組合員は限界ぎりぎりのハードな業務を毎日こなしています。

愛知県支部 職員組合

新年明けましておめでとございませう。そんな折、昨年十一月八日・九日の二日間を渡って、恒例の「院内文化祭」を開催しました。一昨年は組合単独の行事であったものを、今回初の試みとして病院互助会との共催で実施し、業務の合間の少しい時間だけでも「ホッ」と心安らぐような空間ができればと考えてのコーナーを無料で楽しんでいただきました。

大愛知県支部など他府県支部からは言われている、(何が根拠かは分からない)ようすが、組合員はというと、両手で足りる程度の小じんまり所帯。そんな中、疲れの見え始めた先輩方から組合役員を引き継ぐこととなり、あれこれ聞き廻って何とかお世話係をこなしている中、突然の原稿依頼！「えっ、いきなり、一体何を書くべきか……」

私も愛知県支部は、地下鉄沿線の便利な場所から一昨年に庁舎を移転して一年と二ヶ月。(お)さん、おはさんばかりだった事務所も、ここ数年で人が入り替わり、少々ですが支所の平均年齢も若くなりました。場所は東区白壁というところで、なんでもその昔は武家屋敷が行んだ、なかなか由緒ある土地だそう。

各単組から 新年のごあいさつ

各クラブの展示の他、飲食コーナー、鉢花の抽選会、暮らしを彩るコンピュータサービなどを設け、なかでも飲食コーナーではケーキ三百五十個、二五匹サバ二十枚、アイスクリム千五百個、ポップコーン二〇kg、コーヒートン杯を完成し、大盛況のうちに二日間の華を閉じることができました。

今後、本部及び各単組との連絡を密にのりあいながら、病院側に対し、職場環境の整備、福利厚生面の充実などを求めていくとともに、職場のオアシスを創造していきけるような組合で、ありたいと考えております。

ブロック主催による 初心者研修会に参加して

第一ブロック

担当 宮城血七職組

去る八月二十七日(土)、宮城血七職組と初心者研修会を同時開催するため、出席するメンバーが割合と固定されてしまうのである。研修内容の対象をどこに絞るか思案したが、初心者研修会という事で最終的には初心者を対象とした。しかし、内容的には前年度とオーバラップした部分もあり、物足りない部分も感じられた。参加者もいたのではなかったかという事で、今後の課題にしたいと思う。

第二ブロック

担当 名一赤従組

去る十月八日(土)、初心者研修会を開催し、組合員(新入組員)を対象に、組合に対する理解を深め、今後の組合活動の育成及び他部門、他施設との意見交換を交えての相互交流を目的として、第三ブロック初心者研修会が開催された。

私ども愛知県支部は、地下鉄沿線の便利な場所から一昨年に庁舎を移転して一年と二ヶ月。(お)さん、おはさんばかりだった事務所も、ここ数年で人が入り替わり、少々ですが支所の平均年齢も若くなりました。場所は東区白壁というところで、なんでもその昔は武家屋敷が行んだ、なかなか由緒ある土地だそう。

さて、昨年は、当組合としての活動はパツパツしなかった訳ですが、中部ブロック管内から中央本部役員さん方のご尽力により、新たに福井県赤十字血液センター職員組合さんが結成され、新労加盟をされるなど、近況も少しずつ変化しているように感じます。

「労働組合と労働法の基礎知識」(法政大学講師 野間賢) 一、今、何が問題となっているか。 二、労働組合について 三、労働法と労使関係についての基礎知識

「質疑応答」 一、講義の内容について 二、日頃関心のある内容で、とてもよかったと思う。 三、基本的なことでも、意外と知らないのだった。 四、今後、どのような研修会を希望するか。

「労働組合と労働法の基礎知識」(法政大学講師 野間賢) 一、今、何が問題となっているか。 二、労働組合について 三、労働法と労使関係についての基礎知識

出産・育児の支援

近年、出生率の低下に伴い少子化が進んでいますが、子供が健康やかに生まれ育つ環境づくりという観点から、医療保険制度において、出産・育児への支援が充実されつつあります。

一、出産育児一時金の創設 (平成六年十月一日から) 平成六年十月から健康保険法等の一部が改正され、被保険者や配偶者が出産した時の現金給付について、出産前後の諸費用の家計負担が軽減されるよう、従来の分娩費と育児手当金を統合し、出産育児一時金として大幅に充実されました。(図1)

また、被保険者が病気や出産のため会社を休み、給料がもらえなかった時、その間の生活保障として健康保険から傷病手当金を受けて、例年とは趣を変えてレジャーを含んだものを貸し切りバスに乗り込み、午前中はバスを教室に変えて、特別講師の梅村中央執行委員長より「日赤新労の組合活動全般」についての講義を受けた。内容は、日赤新労の歴史から始まり、活動が活発な組合の方などから、その活動内容を聞かせてもらいたい。

「参加者の感想」 今年の研修会は、例年とは趣を変えてレジャーを含んだものを貸し切りバスに乗り込み、午前中はバスを教室に変えて、特別講師の梅村中央執行委員長より「日赤新労の組合活動全般」についての講義を受けた。内容は、日赤新労の歴史から始まり、活動が活発な組合の方などから、その活動内容を聞かせてもらいたい。

標準報酬日額の四割となっていました。今回の改正で、入院時の食事についての給付の見直しに伴い、この減額措置が廃止され、標準報酬日額の六割が支給されることになりました。

二、育児休業中の保険料免除 (平成七年四月一日から) 育児休業法では、一歳に満たない子供を養育する被保険者は、事業主に申し出て育児休業を取得できることになっていました。(日赤には育児休業規程あり)

従来、この期間中は収入がなくても保険料は徴収(一部の職種を除く)されていましたが、今回の改正で、育児休業期間中については健康保険等の被保険者分の保険料が免除されることになりました。この保険料免除に伴う効果は、図2のようになります。

図1 分娩費(出産費) 24万円(+) + 育児手当金 2万円 = 出産育児一時金 30万円

図2 免除効果の例 保険料が8.2%(被保険者分4.1%)である健康保険の被保険者で、標準報酬月額が20万円の方が、10ヵ月間育児休業を取得した場合の額は 20万円 x 4.1% x 10ヵ月 = 8万2千円

最後に、参加していただいた組合員の皆さんに感謝申し上げます。

第一日はブロック会議、第二日は、講師に中央副執行委員長の川島環氏と中央書記長の浜崎健蔵氏を迎え、「労働組合とは」「四週八休制の休日について」等の講話をいただいた。二日間はあっという間に過ぎたが、改めて感じたこと、今後の活動に活かしていきたい。

最後に、参加していただいた組合員の皆さんに感謝申し上げます。

最後に、参加していただいた組合員の皆さんに感謝申し上げます。